

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和6年7月1日

株式会社恵が運営するグループホーム等の利用者等に向けた 相談窓口を設置します

このたび、株式会社恵の不正行為等に係る連座制適用*を受け、埼玉県では株式会社恵が運営するグループホーム等（以下「GH」という。）の利用者やその家族への相談窓口を設置します。

また、県では株式会社恵に対して

- ・更新時期到来まで利用者へのサービスが確実に提供されるよう
- ・利用者の退去に際しては利用者に継続的なサービスが確保されるよう

支給決定市町村や関係団体とも連携の上、適切に指導を行ってまいります。

1 相談内容

障害福祉サービスの提供に関する相談など

2 対象者

株式会社恵が運営する障害福祉サービス事業所のうち埼玉県指定のGH12事業所及び生活介護1事業所の利用者及び御家族等

（さいたま市、川越市及び越谷市指定のGHについてはそれぞれの市に相談くださいますようお願いいたします。）

3 相談方法

電話又はメール

4 相談窓口電話番号及びメールアドレス

048-830-3314（障害者支援課内）

a3300-14@perf.saitama.lg.jp

5 受付時間

月曜日から金曜日 8時30分から17時15分(祝日を除く)

- * 愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム等の指定取消処分が行われ、指定取消に係る不正行為に同社の組織的関与が確認されたことにより、処分の効力が発生する日から5年間、同社が運営する他の事業所の指定更新を認めないとするもの。